

一般社団法人日本官能評価学会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条の規定に基づき、一般社団法人日本官能評価学会（以下、「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 この法人の会員の種別は、次のとおりとする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、規定の会費を納入した個人

(2) 学生会員

この法人の目的に賛同し、規定の会費を納入した学生

(3) 賛助会員

この法人の目的、事業を奨励する個人又は団体

(4) 名誉会員

70歳に達し、この法人に対し特に功績のあった正会員

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とする。）上の社員とする。

(入会手続)

第3条 新たに会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員、学生会員、賛助会員は理事会の承認を経た後に、初回の年会費の納入日をもって入会日とする。

(退会)

第4条 会員は、所定の退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

2 退会の申し出が理事会で承認された日をもって退会日とする。

(除名)

第5条 会員が、この法人の名誉を毀損もしくは違法行為をするなど、会員として相応しくないと思われるときは、定款第9条の規定に基づき、総会の決議により除名することができる。

(資格喪失)

第6条 前2条のほか、会員が次の各号のいずれかに該当したときには、定款第10条の規定に基づきその資格を喪失する。

- (1) 特別の理由なく会費を2年以上滞納したとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) その会員が死亡し、又は解散したとき

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2017年9月1日より施行する。